

(議事要旨) 社会資本総合整備計画 資料 2-1、2-2

「滋賀県内における災害に強い住まい・まちづくり(防災・安全)(第2期計画)(重点計画)、滋賀県内における災害に強い住まい・まちづくり(第2期計画)」の第4回公共事業評価

●委員1

【説明資料1 安スト】

耐震化の目標設定について、現状値から目標値へ住宅と建築物の総数が増えている理由はなにか。また、定量的指標の住宅の耐震化率について、R7年度の最終目標値の戸数は先ほどの件数と同じか。また、事業概要に住宅の耐震化を推進とあるが、建築物も対象に入るのか。また、耐震化啓発に木造住宅とあるが、他の構造は対象でないのか、その理由は。また、応急危険度判定士について、資格が必要なのか。また、R7年度の住宅の耐震化率の実績値について、総戸数がR3より増えているが理由は。

【説明資料2 狭あい】

道路の計画なので計画目標に道路の拡幅等の文面は入らないのか。また、大津市の拡幅整備事業の実施例について、幅員を3m程度拡幅しているが、これにより緊急車両は入れるのか。R7年度の拡幅した道路延長について、草津市の拡幅した延長と整備予定の延長が逆ではないか。

○建築指導室

耐震化率について、総数が増えている理由は新築棟数も含まれるため。定量的指標の住宅の耐震化率についても同じである。新築住宅は耐震化されているため母数も増えている。

●委員1

耐震化率について新築は耐震改修と異なると思うが、分けていないのか。

○建築指導室

県の耐震改修促進計画で、全住宅戸数に対し耐震率を算出しているため、新築の戸数も含めている。

●委員1

改修に対して補助金を出しているのか。

○建築指導室

旧耐震住宅の改修に対し補助金を出している。

●委員1

新築には補助金を出てないということか。

○建築指導室

改修や耐震基準を満たしていない住宅の除却に対し補助している。

○建築指導室

啓発で対象を木造としていることについて、耐震改修促進計画ではすべての住宅を対象としているが、一戸建の木造住宅は耐震化が進んでおらず、木造住宅の耐震化を促進することにより、全体の耐震化を進めるためである。

○建築指導室

応急危険度判定士について、民間は建築士の資格保有者等、行政は建築業務に携わったものである。

●委員1

R7年度の住宅耐震化率の実績値について、当初から総戸数は増えており、合っているのか。

○建築指導室

耐震化率は(耐震性が確保された住宅数/全住宅数)で算出しており、合っている。

○建築指導室

大津市の拡幅事例は事業途中あり、土地所有者から同意を得た箇所から段階的に整備している状況である。路線としての幅員は中心から 2m+2mで最終的に 4mとなる。緊急車両については、はしご車の幅で 2.5m であり、曲がり角等は除き入れる。

○建築指導室

R7年度の草津市の拡幅した道路延長については、目標値に対し整備が進んだだけであり、間違いではない。次期整備延長が前倒しになっただけである。

●委員2

住宅の耐震化率について、耐震性のない住宅はどのくらい古い住宅まで対象なのか。築 100 年の古民家や建築基準法もない時に建ったものも対象なのか。

○建築指導室

5年ごとの「住宅・土地統計調査」に基づいて率を算出しており、古民家も居住の実態があれば含んでいる。また、旧耐震住宅でも耐震改修されていれば、耐震性ありとなる。

●委員2

整備計画は実績値が90%となっているが、R3年～R7年の5年間で終わりか。継続計画はないのか。

○建築指導室

新たに耐震改修促進計画を作成し、新たな5年の整備計画を予定している。

●委員3

(浸水警戒区域指定地区数の目標:26地区、実績:25地区に関して)1地区が浸水警戒区域に指定されなかったとのことだが、浸水警戒区域に指定することのメリットとデメリットは？何か制度的にあるのか？

○流域政策局(流域治水政策室)

メリットとして、浸水警戒区域内では、改築および新築される住居の2階が浸水しないこと(安全な避難空間が確保されていること)などについて、県の確認を受けたうえで建築許可を得る必要があり、より安全な住まい方につながる。一方で、その条件がデメリットと捉えられることがある。また、安全な住まい方のため、住宅のかさ上げ等(宅地嵩上げ浸水対策促進事業)や、避難場所を整備(避難場所整備事業)する費用に対して1/2を補助する制度を県では設けており、この点もメリットとして地元の説明している。

●委員3

浸水警戒区域に指定されることによる、補助等の金銭的な対応もあるという認識でよいか。

○流域政策局

その通りである。

●委員3

整備計画にある狭あい道路の整備事業は、公共物化・分筆して道路化するものという理解でよいか。

○建築指導室

建築基準法上、セットバックした土地の所有権は建築主のものである。ハード事業はその土地を道路として整備する事業のため、明確に道路化されることになる。

●委員3

地元の申出や行政の判断等、どのように整備事業の対象となる狭あい道路が決まっているのか。

○建築指導室

行政が判断する路線や申し出を受ける路線もあり、両方である。

●委員3

個人に対する土地の買取や登記等費用の取扱いは。

○建築指導室

各市町とも土地は無償での寄付、登記等に関しては補助している。

●委員4

耐震普及啓発事業の効果について、出前講座の実施により何件耐震化へつながった等、管理した方がよいのでは。

また、応急危険度判定士について登録者数の目標はあるのか。

○建築指導室

普及啓発事業については、今後の取組みの意見として参考とします。

応急危険度判定士については大規模地震を想定し2,000人程度を目標としている。

大地震の際は他府県の応援もあるため、実際はもう少し少ない人数で活動できると思われる。

●委員5

狭あい道路整備事業の実績が90%と、目標値100%より少なくなっている理由は何か。

指定道路図の整備が間に合っていないのか。

○建築指導室

指定道路図の整備については、県でR6年度末に、特定行政庁の市は前期計画で完了している。

拡幅整備については、地元の合意形成によるため目標通り進まないところがある。

●委員6

狭あい道路が周知されたからといって住民の納得へ直結するわけではないということか。

○建築指導室

その通りである。